

入札心得（物品等）

（目的）

第1条 新城市（以下「市」という。）発注の物件の買入れその他の契約の締結に係る競争入札等（以下「入札」という。）を行う場合における取扱いについては、新城市契約規則、契約約款等に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

（入札等）

第2条 入札参加者は、市から指示された図面、仕様書、内訳書、その他契約締結に必要な条件を検討の上、入札しなければならない。

2 図面、仕様書、内訳書等に誤記又は脱落があった場合において、当該誤記又は脱落が指示された図書等の相互の関係により明白であるときは、落札者は、その誤記又は脱落を理由として契約の締結を拒み、又は契約金額の増額を請求することができない。

3 入札は総価により行い、金額はアラビア文字で記載し、頭冠は「¥」又は「金」止めとする。

4 入札参加者は、市が示した様式による入札書（日本工業規格A4判）に前項に掲げる入札金額のほか必要事項を記載し、記名押印の上、指定した日時までに提出しなければならない。

5 代理人により入札するときは、入札前に委任状を提出しなければならない。

6 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

7 開札は入札の終了後、直ちに当該入札場所において、入札者を立ち合せて行う。

8 開札の結果、落札者があるときは、その者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を、落札者がいないときはその旨を、開札に立ち会った入札者に直ちに口頭で知らせる。

（入札の辞退）

第2条の2 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を次により申し出るものとする。

（1） 入札執行前にあつては、入札辞退届を直接持参、又は郵送（入札日の前日までに到着するものに限る。）して行う。

（2） 入札執行中にあつては、入札辞退届又は、その旨を明記した入札書を入札事務執行者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以降の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第2条の3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

（入札の取りやめ等）

第3条 開札前において天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することができる。

2 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

3 入札参加者が2者未満となったときは、入札の執行を中止する。

（無効の入札）

第4条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

（1） 入札参加者の資格を有しない者のした入札

（2） 入札に際して連合等による不正行為があった入札

（3） 所定の日時までに所定の場所に到達しない入札

（4） 同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札

（5） 他人の代理を兼ね又は2以上の代理をした者の入札

（6） 入札書の記載事項が確認できない入札又は入札書の記名若しくは押印のない入札

（7） 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札

（8） 前各号の他、あらかじめ指示した事項に違反した入札

(落札者の決定)

第5条 予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうちから最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(再度入札)

第6条 開札をした場合において、落札とすべき入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

2 入札執行回数は2回以内とする(指名競争入札)。

3 次の各号のいずれかに該当する入札をした者は、再度入札に参加することができない。

- (1) 第4条に該当する無効入札を行った者
- (2) 最低制限価格に達しない入札をした者
- (3) 前回の入札における最低価格以上の入札

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第7条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

2 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって当該入札事務に関係のない市職員がくじを引く。

(契約書等の提出)

第8条 落札者は、速やかに契約書に記名押印の上、提出しなければならない。この場合、簡易なものを除き作成に必要な費用は落札者の負担とする。

2 前項の期間は、市において必要があるときは伸縮することができる。

(契約の確定)

第9条 契約書を作成する契約にあつては、当該契約は、市長が落札者とともに契約書に記名押印(落札者の印は落札者本人の印に限る。)したときに確定する。

(議会の議決を経なければならない契約)

第10条 工事又は製造の請負で新城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年10月1日条例第61号)の定めるところにより議会の議決に付すべきものについては、新城市議会の議決を経た上、契約を確定する。

(電子入札)

第11条 電子入札により入札を行う場合の取扱いは、新城市電子入札実施要領の規定を優先するものとする。

(異議の申し立て)

第12条 入札参加者は、入札後、この心得、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(暴力団排除に関する合意書に基づく措置)

第13条 「新城市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づき排除措置対象法人等に該当すると認められた場合は、「新城市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要綱」により措置を行う。